

緊急

令和4年3月

果樹生産農家の皆さんへ

□■□ 果樹園融雪剤購入助成事業 ■□□

豪雪による果樹の樹体損傷を軽減し、果樹生産力の低下防止を図るため、園地に散布する融雪剤の購入費に対して下記のとおり助成します。申請される方は必要書類を持参の上、産業課までお越しください。

ただし、農協で購入された分は、申請不要です。農協が代わりにまとめて申請します。

■ 対象者…鶴田町に住所を有する果樹生産農家（ただし、町税等の滞納がない方）

■ 対象資材…令和3年12月1日～令和4年3月31日の期間に購入した、農業用融雪剤（園地に有害な融雪剤等は対象外）

■ 助成内容…(1)10アールあたり3袋まで

(2)10アールあたり2000円以内の助成。

(3)購入金額の1／2以内

ただし、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。

□ 助成対象となる最大面積は、農地基本台帳の果樹面積です。

なお、10アールに満たない面積は切り捨てとします。

例) 作付面積が2反7畝 → 最大で2反分の4000円が助成対象となります。

作付面積が 9畝 → 1反未満なので対象となりません。

□ 作付面積に対しての助成ではありません。

●受付日時…3月28日(月)～31日(木) 9時～12時、13時～16時

●受付場所…役場2階 産業課

●持参するもの

- ・融雪剤の購入が確認できるもの（領収書、レシートなど）
- ・補助金振込先の通帳
- ・認印

◆農協で購入された方は、申請不要です。農協以外で購入したものもある場合は、申請が必要となりますので、ご注意下さい。